

重要事項説明書

西暦 年 月 日

お客様と当社が締結する電気の小売供給契約（以下「需給契約」といいます。）について【電気事業法施行規則（平成二十八年四月一日）経済産業省令第六十四号】第三条の十二（供給条件の説明等）の規定に従い、次の通りご説明いたします。

<p>■ 小売電気事業者の名称及び登録番号</p> <p>株式会社イーネットワークシステムズ（以下「当社」といいます。） 登録番号A0067</p>																				
<p>■ 媒介等の有無、媒介業者等の名称</p> <p>サービス名：フィッシャーマン電力</p> <p><input type="checkbox"/> 代理 <input checked="" type="checkbox"/> 媒介 株式会社Next Commons Lab、一般社団法人フィッシャーマン・ジャパン（以下「代理店等」といいます。）</p>																				
<p>■ 連絡先、時間帯</p> <p>申込状況の確認、解約、各種変更手続き、苦情及び問合せ、その他ご不明な点等は当社へお問合せください。</p> <p>株式会社 イーネットワークシステムズ コールセンター 0120-491-710</p> <p>受付時間 9：00～18：00（土日祝日を除く） ※緊急のご用件については全日24時間承ります。</p>																				
<p>■ 需給契約の申込みの方法</p> <p>あらかじめ当社の電気供給約款（以下「電気供給約款」といいます。）の内容を承諾いただき、当社指定の申込書（以下「申込書」といいます。）に必要事項を記載のうえ、お申込みいただきます。</p>																				
<p>■ 電気供給開始予定日</p> <p>手続き完了後、最初の検針日から供給開始いたします。</p> <p>※ただし、引越しによる移転などお客様からご希望のあった場合は、ご希望の日から供給開始いたします。なお、お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「電力会社」といいます。）との手続き等により供給開始予定日に変更になる可能性があります。</p>																				
<p>■ 小売供給に係る料金</p> <p>料金は申込書に記載された契約種別、料金メニューごとに異なりますので、電気供給約款の下記該当部分をご確認ください。</p> <table border="1"><tr><td>北海道エリア・東北エリア</td><td>従量電灯 B</td><td>従量電灯 C</td><td>低圧電力</td></tr><tr><td>東京エリア・中部エリア</td><td>12条1項、【別紙】料金表</td><td>12条2項、【別紙】料金表</td><td>13条、【別紙】料金表</td></tr><tr><td>北陸エリア・九州エリア</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> <table border="1"><tr><td>関西エリア・中国エリア</td><td>従量電灯 A</td><td>従量電灯 B</td><td>低圧電力</td></tr><tr><td>四国エリア</td><td>12条1項、【別紙】料金表</td><td>12条2項、【別紙】料金表</td><td>13条、【別紙】料金表</td></tr></table> <p>電気供給約款は当社ホームページよりご確認ください。</p> <p>< https://www.enetsystems.co.jp/img/index/SOCIAL_ENERGY_yakkan.pdf ></p>	北海道エリア・東北エリア	従量電灯 B	従量電灯 C	低圧電力	東京エリア・中部エリア	12条1項、【別紙】料金表	12条2項、【別紙】料金表	13条、【別紙】料金表	北陸エリア・九州エリア				関西エリア・中国エリア	従量電灯 A	従量電灯 B	低圧電力	四国エリア	12条1項、【別紙】料金表	12条2項、【別紙】料金表	13条、【別紙】料金表
北海道エリア・東北エリア	従量電灯 B	従量電灯 C	低圧電力																	
東京エリア・中部エリア	12条1項、【別紙】料金表	12条2項、【別紙】料金表	13条、【別紙】料金表																	
北陸エリア・九州エリア																				
関西エリア・中国エリア	従量電灯 A	従量電灯 B	低圧電力																	
四国エリア	12条1項、【別紙】料金表	12条2項、【別紙】料金表	13条、【別紙】料金表																	
<p>■ 電力量計その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用負担</p> <p>電力量計その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用は原則無料です。ただし、場合によってはメーター取替えに伴う工事等について個別の費用負担が生じる可能性があります。</p> <p>その際は、当社、代理店等、又は電力会社のいずれかより事前にお客様へ連絡させていただきます。</p>																				
<p>■ その他の負担</p>																				

1. お客様が次のいずれかに該当し、当社が電力会社の託送供給等約款（以下「託送供給等約款」といいます。）に基づき電力会社から違約金の支払いを求められた場合、当社はお客様から違約金相当額をお支払いいたします。
 - イ 需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合。
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電力会社の電線路を使用し、又は電気を使用した場合。
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合。
 - ニ 低圧電力の場合で、変圧器、発電設備等を介して、電灯又は小型機器を使用した場合。
2. お客様が支払期日を経過してもなおお料金を支払わない場合には、当社は支払期日の翌日から支払日までの日数に応じて延滞利息10%を申し受けることがあります。
3. お客様が故意又は過失によって電力会社の設備を損傷・亡失し、当社が託送供給等約款に基づき電力会社から賠償金の支払いを求められた場合、当社はお客様から賠償金相当額をお支払いいたします。
4. お客様が支払期日を経過してもなおお料金を支払わない場合等には、当社に対して保証金を預けていただくことがあります。
5. お客様が契約電流、契約容量をこえて電気を使用された場合には、電力会社および当社の責めとなる理由による場合を除き、当社は当該超過分につき料金表により計算される基本料金の1.5倍に相当する金額を、契約超過金としてお客様から申し受けます。

■ 不利益事項

従前の小売電気事業者との契約を解除することにより、以下のような不利益を被る可能性があります。契約内容が不明の場合は従前の小売電気事業者にご確認ください。

1. 過去電力使用量の照会不可。
2. 契約期間中の解約に伴う違約金の発生。（複数年契約などの場合）
3. 発行ポイントの失効。
4. 継続利用割引に適用される継続利用期間の断絶。

■ 契約電力又は契約電流容量の定め

北海道エリア・東北エリア	従量電灯 B	従量電灯 C	低圧電力
東京エリア・中部エリア	原則：契約容量 6 キロボルトアンペア未満であること	原則：契約容量 6 キロボルトアンペア以上 50 キロボルトアンペア未満	原則：契約電力 50 キロワット未満
北陸エリア・九州エリア			

関西エリア・中国エリア	従量電灯 A	従量電灯 B	低圧電力
四国エリア	原則：契約容量 6 キロボルトアンペア未満であること	原則：契約容量 6 キロボルトアンペア以上 50 キロボルトアンペア未満	原則：契約電力 50 キロワット未満

契約電力、契約容量、契約電流の詳細は電気供給約款に記載しております。

電気供給約款は当社ホームページよりご確認ください。

< https://www.enetsystems.co.jp/img/index/SOCIAL_ENERGY_yakkan.pdf >

■ 供給電圧及び周波数

当社はおお客様の供給設備を確認のうえ、次の電圧で電気を供給します。

供給電圧 交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルト/および 200 ボルト、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトのうち従前のもと同じとします。

周波数 60Hz, 50Hz のうち従前のもと同じとします。

■ 供給電力及び供給電力量の計測方法並びに料金調定の方法

1. 計測は、電力会社が行います。
2. 料金は、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
3. 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間といたします。ただし、電気の供給開始時における料金の算定期間は供給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、需給契約の消滅時における料金の算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。

■ 小売供給に係る料金、その他のお客様の負担となるものの支払方法
クレジットカード、又は口座振替にてお支払いいただきます。

■ 託送供給等約款に定められたお客様の責任について

1. お客様の電気の使用が、他のお客様の電気の使用を妨害したり、電力会社の設備に支障を及ぼしたりする場合には、お客様の負担で必要な措置を講じていただきます。
2. 当社及び電力会社は、必要と認められる業務を実施するため、お客様の承諾を得てお客様の土地又は建物に立ち入らせていただくことがあります。
3. 電力会社が需要場所に電気の供給に必要な設備を施設する場合、お客様には当該設備の施設場所を電力会社は無償で提供していただきます。
4. 電力会社は、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客様の電気工作物を使用することがあります。この場合、電力会社は、その電気工作物を無償で使用するものとします。
5. お客様は電気工作物に異状もしくは故障があり、又は異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合、電力会社及び当社に速やかにその旨を通知していただきます。また、お客様が電力会社の供給設備に直接影響をおよぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をする場合は、あらかじめその内容を電力会社及び当社に通知していただきます。
6. お客様の電気工作物が技術基準に適合しているかどうかについて、電力会社が調査する場合、当該調査にご協力いただきます。

■ お客様からの申出による需給契約の変更又は解除の方法、期間制限、違約金その他の負担

1. 需給契約の変更及びお引越し（転居）に伴う解約については、冒頭3項目記載の連絡先までご連絡ください。
2. 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約については、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。
3. クーリングオフについては、原則8日の期間制限があります。詳細は通知書をご確認ください。
4. 1年未満の解約に伴い発生する解約事務手数料は、SocialEnergyのお客様には適用されません。ただし、お客様が、契約容量又は契約電力を新たに設定又は増加した日以降1年に満たないで、電気の使用を終了しようとし又は契約容量もしくは契約電力を減少しようとした場合において、当社が託送供給等約款に基づき電力会社から料金及び工事費等の支払いを求められたときは、当社はお客様からその求められた料金、工事費等相当額をお支払いいただきます。
5. 需給契約の変更又は解除が料金の算定期間中に行われた場合であっても、当該月の基本料金は全額申し受けます。

■ 需給契約の成立及び契約期間、更新

1. 需給契約は、当社がお客様からの申込みを承諾したときに、電気供給約款の定めに従い、お客様と当社との間で成立します。
2. 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
3. 契約期間満了に先だって需給契約の消滅又は変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

■ 当社からの申出による需給契約の変更又は解除

1. 当社は、託送供給等約款の変更、関係法令等の改正、社会・経済情勢の変動等により当社が必要と判断した場合には、電気供給約款及び電気料金メニューを変更する場合があります。その場合には、あらかじめその効力発生時期を定め、変更する旨及び変更後の内容を当社のホームページに一定期間掲載することでお知らせいたします。

2. 支払期日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合や、お客様が当社の電気供給約款に違反した場合には、当社から需給契約を解約することがあります。

■ 供給の停止、中止

1. お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合や、お客様が当社の電気供給約款に違反した場合には、電力会社により電気の供給の停止が行われることがあります。
2. 非常変災、設備の故障、修繕その他電気の需給上又は保安上必要がある場合、電力会社が電気の供給を中止し、又は電気の使用を制限することがあります。

■ 損害賠償の免責

1. 電気の送配電はすべて、供給設備を維持及び運用する電力会社が自らの託送供給等約款に基づき行います。このため、電気の供給の中止、使用の制限、供給の停止、需給契約の解除、漏電その他の事故があっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。
2. 電力会社が維持及び運用している電気工作物、電気機器その他の設備について、当社はお客様に対して何らの責任を負いません。電力会社の責めとなる理由があることをもって、当社の責めとなる理由があることにはならないものとします。

■ 電子交付について

当社は電気供給約款、各種説明書、各種案内等の内容を、書面の交付又はホームページ、電子メールなどの当社所定の電磁的方法により、お客様に交付します。

■ 暴力団排除

1. お客様には、自己及び自己の役職員、家族、同居人等が暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しないこと、暴力的な要求行為を行わないこと等について将来にわたって確約していただきます。
2. お客様が当該確約に違反した場合、当社は需給契約の解除その他必要な措置を講ずることができるものとします。

■ 管轄裁判所

需給契約に起因又は関連して発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所といたします。